

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用		
税 目	法人税（法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 59 条第 2 項、同施行令第 24 条の 2、第 68 条の 2）		
要 望 の 内 容	「東日本大震災事業者再生支援機構」（以下、「震災支援機構」という。）や「産業復興機構」（以下、「復興機構」という。）が単独で債権放棄を行う場合についても、「企業再生税制」の適用（評価損の損金参入、期限切れ欠損金の優先利用）を受けられるようにすること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構及び復興機構（以下「両機構」）が、金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、その再生を支援すること。 (2) 施策の必要性 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。 この問題に対して、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、震災支援機構が設立されたほか、「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年 6 月 17 日関係閣僚会合）、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）を踏まえて、被災各県において、復興機構が設立された。 両機構は、金融機関等から被災事業者向け債権を、適切な資産評価を行った上で買い取り、必要な債権放棄等を行うこととしているが、東日本大震災からの早期の復興を促す観点から、債務免除益課税が被災事業者の負担とならないよう、両機構が単独で債権放棄を行った場合については、①評価損の損金算入や②期限切れ欠損金の優先利用といった「企業再生税制」が適用を受けられるようにすることが必要である。		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） — 百万円 （ — 百万円）

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	両機構による支援が行われる期間
		同上の期間中の達成目標	両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生を図ることができるようにすること。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	両機構が債権を買い取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることは、迅速かつ確実な再生を促進する観点から非常に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 震災支援機構は、貸倒引当金制度の適用法人である。（法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第4項） ・ 両機構が関与する事業再生手続きにおいて、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、期限切れ欠損金の損金算入ができる。（法人税法第59条第2項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項第1号及び第2号） ・ 東日本大震災により被害を受けた者に対して震災支援機構が行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税が非課税である。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条関係） ・ 震災支援機構が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項）。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)		債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			—